

■さわやか収集

(札幌市要介護者等ごみ排出支援事業)について

札幌市では、ごみステーションにごみを出すことができない方を対象に、清掃事務所の職員がご自宅を訪問してごみを収集する「さわやか収集」を実施しています。

「さわやか収集」を利用するための要件は、下記(1)～(3)のとおりです。

対象者の要件

家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する方。

※お二人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

- (1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。
- (2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
- (3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

(要件に該当する例)

【単身世帯】

要支援1でホームヘルプサービスを利用している方。

【お二人世帯】

妻：要支援2 ホームヘルプサービス利用無し。
夫：要介護1 ホームヘルプサービス利用有り。



支援の内容

- 燃やせるごみなどの「生活ごみ」は
玄関先等から収集します。
(共同住宅は上層階も可。)
- 「大型ごみ」は家の中から
運び出して収集します。
- 希望者には、安否確認として
ごみの収集時に毎回声掛けを行います。



お申込み・お問い合わせ

- 「生活ごみ」のお申し込みはお住まいの区を担当する清掃事務所へ。
- 「大型ごみ」のお申し込みは大型ごみ収集センターへ。

(お申込み以降の留意事項について)

- ・お申込み後、清掃事務所の職員がご自宅を訪問し、介護保険被保険者証等で要件を確認するほか、町内会等に対して地域ボランティアの有無を確認して、さわか収集の実施の可否を決定します。
- ・燃やせるごみなどの「生活ごみ」は、週1回玄関先等から収集します。分別区分に従いごみを分別し、それぞれ別の袋(有料のごみは指定袋)に入れて指定された曜日に出してください。
- ・「大型ごみ」には大型ごみ処理手数料シールを貼ってください。運び出しの際には第三者の立会いが必要です。なお、運び出し作業上の軽微な事故による損害については、原則、市は賠償責任を負いません。
- ・排出禁止物や工具等で分解しないと運び出せない大型ごみ等は収集できません。
- ・要件に該当しなくなった場合は支援を中止します。また、年に1回程度、定期的に要件を再確認します。